

祝 成人 成人式を開催

成人式を次のとおり開催します。対象の方には12月5日(金)までに案内状を送付します。届かない場合はご連絡をお願いします。

また、町外に住所を移した方で出席を希望する場合は、必ず12月15日(月)までにご連絡ください。

▶とき 平成27年1月12日(祝・月)

13:30～15:30(受付12:50～)

▶ところ 大磯プリンスホテル 国際会議場

▶対象 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれで、平成26年12月1日現在大磯町に住民票のある方

◆◆ 成人式を体験してみませんか ◆◆

これから成人式を迎える、16～19歳の方で、成人式当日に受付などのお手伝いをして頂ける方を募集します。

希望者は1月7日(水)までにご連絡ください。



◀平成25年度新成人記念のつどいの様子

問・申 生涯学習課 ☎内線 323

訪問納付勧奨を 実施しています

町では納期限を過ぎても町税等の納付が滞っていない方に対して、様々な納付勧奨を実施しており、その一環として訪問納付勧奨を行っています。

訪問納付勧奨では、町職員が夜間・土日祝日を問わず、直接ご自宅へお伺いして税金の徴収を実施しています。(ご不在の場合は、納付のお願い

について記載した「不在連絡票」をポストへ投函しています。)

※税金の納付は「納期限内自主納付」が原則です。納期限を過ぎても税金の納付が滞っていない場合は、滞納処分(差押等)を行うこともあります。納付できない事情があるときは、速やかに税務課収納係までご相談ください。(税務課で扱えない税等については、担当部署へ引き継ぐことがあります。)

問 税務課 ☎内線 251

平塚税務署からのお知らせ 記帳・帳簿書類の 保存制度

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行うすべての方に、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。所得税申告の必要がない方も対象となります。

詳しくは、国税庁ホームページ「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」をご覧ください。

HP <http://www.nta.go.jp>

問 平塚税務署個人課税第1部門

☎(22)1400

●事業主の皆様へ 町県民税の特別徴収にご協力を!!

特別徴収とは

給与支払者である事業主の方が、従業員の個人町県民税を所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与の支払いの際に差し引いて徴収し、町に納入していただく制度です。

特別徴収のメリットについて

- ①町県民税は所得税と異なり、町が税額を計算して通知しますので、事業主の方には計算の煩わしさがありません。
- ②従業員の方々が、金融機関に出向いて納付する手間がなくなります。
- ③従業員の方々が年税額を年4回納める「普通徴収」と比べて、年12回で納めることになるので、1回あたりの税負担が少なくなります。

「オール神奈川宣言」

神奈川県と県内全市町村は、平成28年度までに、特別徴収の完全実施を目指します。

これは、特別徴収の適正運用を通じて、納税者の利便性向上などの観点から、事業者や従業員の皆様への周知を図りながら、特別徴収の推進に取り組むものです。平成28年度までに、特別徴収義務者として指定させていただく予定となっていますので、実施に向けて準備して下さるようお願いします。

○電子申告をご利用ください!

町ではインターネットを利用して町県民税の電子申告システムによる申告サービスを導入しております。

問 税務課 ☎内線 253・254